

# 石神井中学校 いじめ防止基本方針

## 1 本校の基本姿勢

学校は、生徒にとって居心地の良い安全で快適な生活の場であり、知る喜び、学ぶ喜び、できる喜びで満ち溢れたところではなくてはならない。また、保護者にとっても毎日、元気に通学する我が子の後ろ姿に喜びを実感し、安心して送り出せることなくしてはならない。

## 2 基本的な考え方

- (1) 全職員がいじめに対する危機管理や当事者意識を常にもち、生徒を守ることができるのは、学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたる。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向けて、相談体制や保護者や地域への啓発など本校で取り組んでいる内容を常に見直し、生徒の特性を踏まえた実効性のある取り組みを行う。
- (3) いじめの問題の早期解決に向け、本校と教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

## 3 学校の取り組み

### (1) いじめの防止について

#### ① 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

- ・年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施し、状況を的確に把握する。
- ・対応の必要なケースについては、事実確認とともに、被害者の保護者との連携を十分に図る。
- ・対応後は、長期的な見守りを継続するために、校内の組織を工夫する。
- ・必要に応じて生徒との二者面談を実施する。

#### ② 教職員の指導力の向上

- ・積極的にコミュニケーションをとり、生徒から信頼され、相談しやすい教員として、生徒との人間関係の構築に努める。
- ・教職員がいじめの兆しを発見する目を養うために、OJTを活用しながら対応力の向上を図る。
- ・いじめに関する校内研修を実施するとともに、個々の生徒への指導の充実を図る。

#### ③ 教育相談の充実

- ・生徒へ「声かけ」に心がけ、生徒とのつながりを大切にする。
- ・年2回実施する面談を活用し、生徒の内面を重視した指導を行う。
- ・スクールカウンセラーによる1年生全員の面談を実施する。
- ・心のふれあい相談員の活用。
- ・学校いじめ相談メールの実施。

#### ④ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・道徳の時間や特別活動において、定期的に生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないということを自覚するようにする。
- ・ふれあい月間に生徒会を中心とした全委員会での「いじめ0運動」への取り組みを実施する。
- ・委員会活動の中で、ボランティア活動を主催し、地域の方との心のふれあいを大切にする。
- ・生徒会活動や委員会活動、部活動における部長会、特別活動をとおして、自治的活動、体験活動の充実化を図り、自己有用感が持てるようにする。

- ⑤ 情報モラル教育の充実
  - ・コミュニケーション能力の育成。
  - ・インターネットや SNS によるいじめを防ぐため、石神井中 SNS ルールを参考にした各家庭のルール作りの協力をお願いや健全な利用方法を指導するための情報モラル教室を実施する。
- ⑥ 保護者・地域との連携強化および、啓発の促進
  - ・保護者向けの情報モラル教室を実施する。
  - ・年度当初スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を保護者会で紹介する。
  - ・学校いじめ防止基本方針等について保護者に対して説明する。
  - ・必要に応じて PTA 役員に情報提供の協力を依頼する。
- ⑦ 校種間および関係機関との一層の連携
  - ・関係諸機関との連携をスムーズに行う。小学校との連携強化。
  - ・転出入や卒業時などにおける的確な情報伝達、入学後の情報連携の継続、関係機関との情報共有。
- ⑧ 学校におけるいじめ防止等の取り組みの点検
  - ・定期的ないじめに関する調査、学校評価などによる改善、生徒及び保護者の評価と参画。

## (2) いじめへの対処

- ① いじめられる側の生徒への支援
  - ・被害者の安全確保とともに、複数教員によるきめ細やかな対応。
  - ・保護者への報告とともに、協力を要請する。
  - ・必要に応じてスクールカウンセラー、心のふれあい相談員の協力を得ながら継続指導と再発防止に努める。
  - ・指導内容と経過を記録し管理職へ報告する。
  - ・学校全体で対応方針を共有して取り組む。
  - ・スクールカウンセラーによる被害者や生徒やその保護者のケアを実施。
- ② いじめる側の生徒への実効性のある指導
  - ・相手の立場に立った視点からの指導。
  - ・その場での「認めない、見逃さない、許さない」指導を徹底する。
  - ・加害者の生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の生徒やその周囲の生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告等を実施する。
  - ・保護者への報告とともに、協力を要請する。
  - ・必要に応じて児童相談所に通報、医療機関に相談をする。
- ③ いじめの周囲の生徒の心理を把握した指導
  - ・日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、毎月「生活の振り返り」を実施する。
  - ・日頃からいじめの早期発見につながるような行動を生徒が主体的にとれるように働きかける。
  - ・いじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、生徒の安全を確保するための取り組みを徹底する。
- ④ 学校組織全体でいじめへの対処
  - ・教職員間における共通理解、役割と責任の明確化、いじめの認知および対応、いじめの疑いがある行為への対処。
  - ・「報告・連絡・相談」を徹底し、全教員による一致した指導を行う。

- ・「SOS の出し方に関する教育」の授業を、学級活動、道徳、保健体育（保健分野）等の学習と関連させ、年1単位時間以上実施する。

⑤ 重大事態への対処

- ・重大事態発生の対応、児童生徒や保護者への心のケア、保護者・地域・関係機関などとの連携。
- ・複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害者の生徒の情報共有を必ず朝・夕2回実施する。
- ・スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に行う。
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施し被害生徒とその家庭を支援する。
- ・いじめが原因で不登校になっている被害の生徒を適応指導教室に通級させるなど緊急避難処置を実施する。

#### 4 学校いじめ対策委員会（学校サポートチーム）の設置

(1) 設置理由 未然防止と早期解決に向けた実効性のある取り組みの充実を図るため、いじめ等対応支援チームを設置する。

- (2) 取組内容
- ①いじめ未然防止に向けた取組
  - ②いじめの早期発見に向けた取組
  - ③いじめの早期解決に向けた取組
  - ④家庭・地域・関係機関との連携強化に向けた取組
  - ⑤いじめに関する研修の企画・運営
  - ⑥校内の教育相談体制の見直しと再構築

(3) 組織

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	生活指導主任
委員	生活指導副主任
委員	各学年主任
委員	養護教諭
委員	特別支援コーディネーター
委員	スクールカウンセラー
委員	その他、委員長が必要と認める者

- (4) 会議 原則年3回（ふれあい月間いじめアンケート後）とする。  
いじめに関する重大案件等が発生した場合は、必要に応じて臨時に開催する。

# ○重大事態発生時の流れ

